

公共工事設計労務単価の あり方検討会の報告（概要）

国土交通省総合政策局建設市場整備課

よしの まこと
課長補佐 吉野 睦

1 はじめに

近年、建設投資、特に公共投資が急速に減少し、価格競争が激化する等建設業はきわめて厳しい状況に直面しています。その中で、公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という）の下落傾向が継続していること等から、労務単価に関し国土交通省に対して各方面からさまざまな意見が寄せられていました。

このような状況を踏まえ、平成20年6月に常田賢一大阪大学大学院工学研究科教授を座長とする「公共工事設計労務単価のあり方検討会」（以下「検討会」という）が設置されました。

検討会は、労務単価に関する課題が単に公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）の問題にとどまらないとの認識の下で五つの論点を抽出し、論点ごとに現在までに取り組まれている方策および今後取り組むべき方策を整理し、対応策の具体化を図りました。

本報告は、計8回開催した検討会で重ねてきた意見交換に基づいて、今後、労務単価をめぐる課題について各関係者が取り組むべき事項等について取りまとめたものです。なお、検討会の最終報告が提出されたのは平成21年3月ですが、平成20年度の労務費調査から改善が可能な事項は実施し

ています。

2 現状と課題

(1) 建設労働をめぐる状況

① 建設業の概況

わが国の建設投資は平成4年度をピークに継続的な低下傾向にあります。さらに、国および地方公共団体等が発注する公共工事においては、ここ数年価格競争が激化しダンピング入札が多発しています。

三大都市圏を中心に入札参加業者が所定数以下のために入札が実施できない不調や、予定価格を下回る入札者が現れない不落が増加しており、建設業の利益率は低下傾向、他方で倒産件数は増加傾向です。

② 建設労働の現状

建設業の就業者は減少傾向で、1人当たり建設投資も減少しており、建設技能労働者の過不足率（8職種計・全国）は平成19年の末頃から過剰傾向です。

建設生産は、現場における単品受注生産を特徴とします。このため、景気の波や季節的要因による受注量の増減に機動的に対応する必要があることや、工事によって必要となる職種の構成および

規模が異なること等から、アウトソーシングが進み職種ごとの作業が細分化するとともに重層構造化が進んでいます。この重層構造の中で建設技能労働者の就労形態は不安定であり、給料の支払い形態はいわゆる日給月給制が大半を占めています。

(2) 公共工事設計労務単価の制度概要

予定価格は、予算決算及び会計令第80条に基づき、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされており、労務単価は歩掛方式による積算に用いられる1日8時間当たりの標準的な賃金の額として設定されています。

労務費調査は、労働基準法により使用者に調製および保存が義務付けられている賃金台帳から、建設業者（元請業者および下請業者）が所定の様式に転記する等して調査票を作成し、記載内容を照合および確認することにより賃金の支払い実態を把握しています。

ここ数年間の労務費調査においては、有効工事件数は約1万2千件、対象労務者数は約20万人、うち有効標本数は約12万人で推移しています。

3 公共工事設計労務単価をめぐる論点

労務単価をめぐる論点について、労務費調査のみならず予定価格の設定から入札契約および施工といった公共工事の一連のプロセスを捉え、それぞれの局面における論点と具体的方策を整理しました（図1）。

(1) 論点1 公共事業労務費調査の改善等

平成20年度調査においては以下の点についてすでに改善しています。

- ① 一人親方の実態把握方法の明確化
 - ・一人親方の経費を分離する方法として、所得税の確定申告に用いる資料等の必要な資料の明示

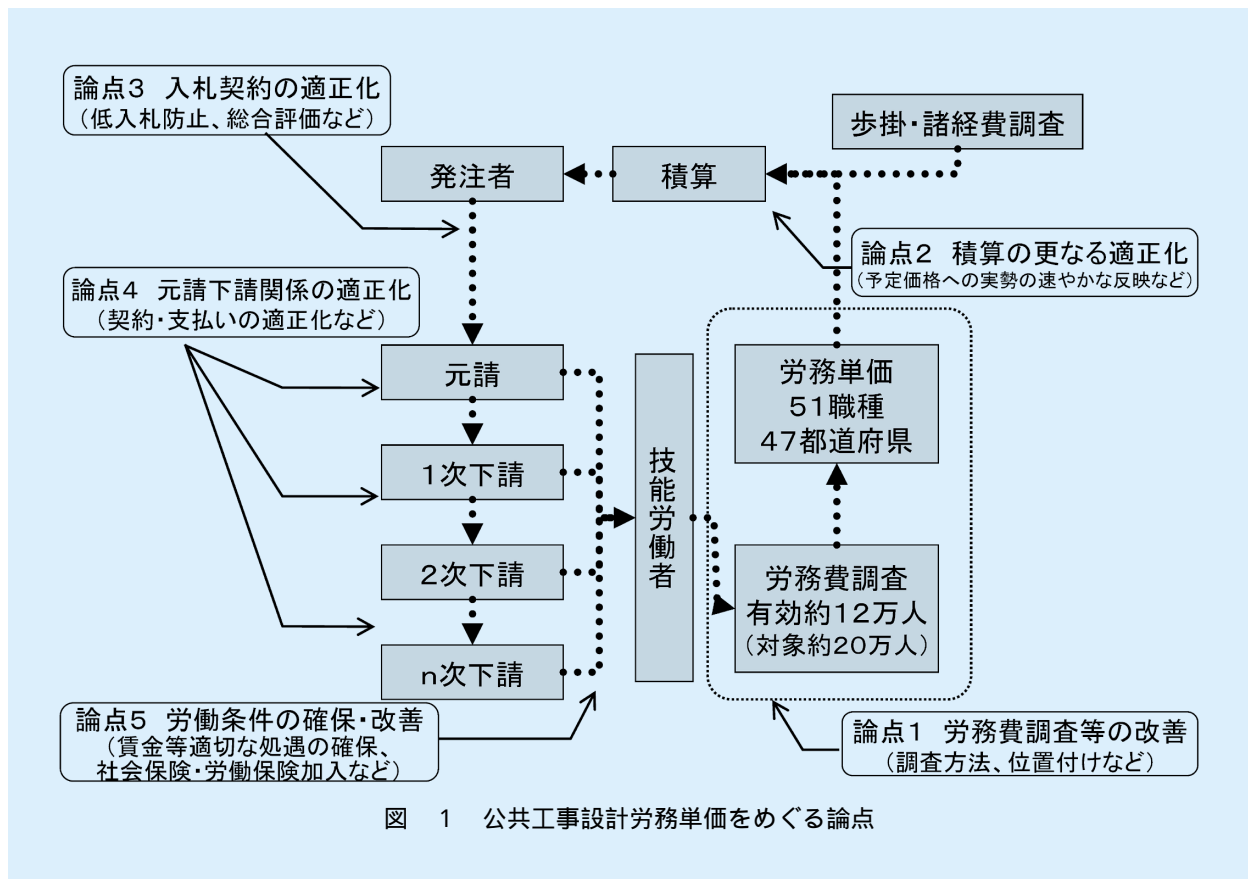


図 1 公共工事設計労務単価をめぐる論点

② 資格審査の厳格化

- ・一部の職種（電工等）について、当該資格の審査を厳格化

③ 資料の不備等の通知

- ・調査会場で返却する資料を利用して、資料の不備等の状況を通知

さらに、労務費調査の調査手法等のより一層の適正化の観点から、以下の事項について可能な限り平成21年度に実施する調査から順次実施していく必要があるとされています。

④ 年金等受給の所得制限による調整がある労働者の取扱い

- ・高年齢雇用継続給付や在職老齢年金の受給による日当たり賃金の調整の有無等を確認するための手法等の検討

⑤ 技能労働者の技能水準の評価

- ・技能労働者の「相当程度の技能」に説明を求める等、慎重に審査。さらに、「相当程度の技能」の判断基準の検討

⑥ 単価設定の地域

- ・都道府県を越えた広域的な就業について、今後も調査および分析を実施

⑦ 低入札価格調査の対象工事

- ・低入札価格調査対象工事の除外は一般的に合理的な理由がないが、対象工事の労働者の賃金動向を注視

⑧ 調査対象の下請次数

- ・特定次数以下の除外は一般的に合理的な理由がないが、請負次数の実態調査を継続

(2) 論点2 積算のさらなる適正化

① 最新の実勢価格の適切な反映

- ・国土交通省直轄工事においては、建築工事や維持修繕工事等で見積を活用する方式の試行を開始。今後、過去の入札の状況を踏まえ適用を拡大。地方公共団体でも見積を促進

(3) 論点3 入札契約の適正化

① ダumping対策の強化

- ・国土交通省直轄工事においては、極端な低価格入札は減少
- ・地方公共団体に対しては、最低制限価格および低入札価格調査の活用、低入札価格調査基準価格等の見直しおよび予定価格等の事前公表の廃止等について、あらゆる機会を捉え、ねばり強く取り組みを促進

② 総合評価方式の拡充

- ・国土交通省直轄工事では、平成20年度より専門工事部分を評価する総合評価を試行導入
- ・地方公共団体に対しては、今後、基幹技能者等の評価を含む専門工事業者の施工体制の評価を行う総合評価も導入支援

③ 入札ボンドの普及促進

- ・入札ボンドを導入および拡大しており、さらなる普及促進のため電子化等による手続きの簡素化の実施

④ 雇用保険・社会保険への加入の確保

- ・元請事業者の雇用保険および社会保険への加入の確認のため、入札参加資格審査を含めた企業の格付けにおける未加入の評価のあり方について検討
- ・また、地方公共団体においても加入を確認する仕組みを検討

⑤ 工事コスト調査結果の建設業法に基づく立入検査での活用

- ・国土交通省直轄工事等の工事コスト調査を建設業法に基づく立入検査の参考資料として活用

- (4) 論点4 元請・下請関係の適正化
- ① 法令遵守の徹底
 - ・各地方整備局に「駆け込みホットライン」を設置，建設業法令遵守ガイドラインの策定等，法令遵守を徹底
 - ② 低価格入札案件等への建設業法に基づく重点的立入検査
 - ・元請，下請間の取引または賃金支払での不適正な事例について指導するとともに，最低賃金違反等について厚生労働省へ通報。今後，下請企業の雇用保険および社会保険の加入の確認方法についても検討
- (5) 論点5 建設技能労働者の労働条件の確保・改善
- ① 労働基準法や最低賃金法等法令遵守の徹底
 - ・事業主団体および関係労働団体とも連携し，雇入通知書や雇用契約書の徹底，労働保険や社会保険への加入促進について，事業主等に対する啓発を強化するとともに建設業許可行政部局とも連携し，法令遵守を徹底
 - ② 能力評価に連動した給与体系の導入促進
 - ・建設事業主による能力開発や資格取得の推進とともに，能力評価に連動した給与体系の導入を促進

- ③ 建設業退職金共済制度への加入促進等
 - ・建設業退職金共済制度への加入，済証紙の適正な貼付を着実に実施
- ④ 登録基幹技能者制度の活用
 - ・登録基幹技能者制度により，基幹技能者の確保，育成および活用を推進

4 おわりに

検討会の成果を受け，一部の事項に対しては平成20年度労務費調査から調査方法の適正化を図りました。さらに，今後実施する調査においても，本検討会の報告事項等を踏まえ所要の改善を図る予定です。

なお，報告書の全文および平成21年度公共工事設計労務単価（基準額）は以下のURL（2009年3月27日発表国土交通省報道発表資料）に掲載されています。

報告書：http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000064.html

平成21年度労務単価：

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000061.html